

様式第九十三号(第二百四条、第二百四条の三、第二百四条の五関係)

(一)医薬品(体外診断用医薬品を除く。)又は医薬部外品の場合

動物用医薬品(医薬部外品)輸出変更届	
	年 月 日
農林水産大臣 殿	
	住所
	氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)
動物用医薬品(医薬部外品)の輸出届の変更を下記のとおり届け出ます。	
記	
1	許可年月日及び許可番号又は登録年月日及び登録番号
2	主たる機能を有する事務所(製造所)の名称及び所在地
3	製造販売業の許可の種類(製造業の許可の区分)
4	輸出する品目
5	輸出届の届出年月日
6	変更内容
7	変更年月日
8	参考事項

(日本産業規格A4)

備 考

- 1 記の6には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。なお、輸出を中止する場合は、記の6に廃止と記載すること。
- 2 届出書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器(体外診断用医薬品)輸出変更届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
	住所
	氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)
動物用医療機器(体外診断用医薬品)の輸出届の変更を下記のとおり届け出ます。	
記	
1	許可年月日及び許可番号又は登録年月日及び登録番号
2	主たる機能を有する事務所(製造所)の名称及び所在地
3	製造販売業の許可の種類
4	輸出する品目
5	輸出届の届出年月日
6	変更内容
7	変更年月日
8	参考事項

(日本産業規格A4)

備 考

- 1 記の6には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。なお、輸出を中止する場合は、記の6に廃止と記載すること。
- 2 届出書は、正副2通を提出すること。

(三)再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品輸出変更届		年	月	日
農林水産大臣	殿			
	住所			
	氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
動物用再生医療等製品の輸出届の変更を下記のとおり届け出ます。				
記				
1	許可年月日及び許可番号			
2	主たる機能を有する事務所(製造所)の名称及び所在地			
3	製造販売業の許可の種類(製造業の許可の区分)			
4	輸出する品目			
5	輸出届の届出年月日			
6	変更内容			
7	変更年月日			
8	参考事項			

(日本産業規格A4)

備 考

- 1 記の6には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。なお、輸出を中止する場合は、記の6に廃止と記載すること。
- 2 届出書は、正副2通を提出すること。